診療記録開示について

※診療記録等の開示を求める申請者の方へ

1　患者様は所定の手続きのうえ、自己の個人情報の開示を請求することができます。なお、この開示請求には、必ずしも応じられない場合がありますのでご留意お願いします。
2　開示請求できるのは、保有個人情報の本人及びその法定代理人のみであるため、本人であることまたは本人の法定代理人であることを示す書類が必要になります。
3　申請時には、身分または申請者の資格を証明できる書類（運転免許書、パスポート、健康保険証等）の写しが必要になりますので、「診療記録等開示請求書」と一緒に提出してください。
4　法定代理人から申請書が提出された場合は、前項（3）の書類と「委任状」の記載が必要になります。なお、代理人との関係がはっきりしない場合は、戸籍謄本等の書類により「法定代理人」であることを確認します。
5　法定代理人から申請書で、患者様が未成年でも「15 歳以上」の場合は、患者本人の同意（書）が必要です。患者様の同意が得られなければ、患者様の権利・利益を考慮して不開示となります。
6　当院では、診療記録等の開示は「閲覧、謄写」による方法で行います
7　患者様に個人情報を開示する場合には明理会東京大和病院が定めた手数料を徴収させていただきます。
8　開示の決定は開示の申請が来た日から原則「14 日以内」となります。ただし、処理上の困難・主治医の学会出張等で、やむを得ない場合はあらかじめご了承ください。
9　正当な手続きを経て、診療記録等の開示を行った場合、それによって本人若しくは開示請求者に不利益が生じても、当院は一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

※診療記録等の開示に関する料金（税込）

1	開示基本手数料	1 回 3,300 円
2	診療録、看護記録等の謄写	1 枚 22 円
3	画像記録	1 枚 1,500 円

明理会東京大和病院　　院長
2019 年 10 月 1 日現在